

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針

- ・当社は、中長期的な企業価値の向上に資するため、IR活動を通じ株主その他の投資家との建設的な対話を行います。
- ・IR活動は管理担当役員が統括し、社内との関係部署と密接に連携しつつ、管理部広報担当が窓口となって行います。
- ・機関投資家向けに年2回の決算説明会を開催し、取締役社長が説明を行うとともに、当該説明会の概要および説明用資料は当社Webサイトで開示します。
- ・機関投資家との個別面談は、合理的な範囲で取締役または管理担当役員が対応することを基本とします。
- ・定期的にと取締役社長等による海外へのIR訪問を実施し、海外投資家との対話の機会を設けます。さらに、独立社外取締役と機関投資家との対話の機会を設けることにも努めます。
- ・株主である国内外の機関投資家と継続的に面談し、それらの投資家の株主総会における議決権行使の考え方を把握するとともに、当社の経営方針や戦略に対する理解が深まるように努めます。
- ・当社Webサイト等を通じて、IR関連資料をはじめ、当社の経営方針、投資活動および財務状況等に関する情報発信の充実に努めます。また、株主総会招集通知の記載の充実に図り、株主に適確な情報を提供します。さらに、これらの情報については、重要性を踏まえ可能な限り英文でも提供します。
- ・投資家との対話を通じて得られた意見等は役員に随時フィードバックするとともに、取締役会において報告して今後の経営に活用します。
- ・インサイダー情報については社外への漏洩を防ぐため社内規程を設けて適切に管理します。

以 上

制定年月日

2015年9月25日

改定年月日

2023年2月1日